

平成23年度税制改正の行方

本来なら、3月31日までに国会で可決成立し、4月1日からスタートするはずだった「平成23年度税制改正法案」は、ねじれ国会・東日本大震災等の影響で、ずっと棚ざらしが続いていました。6月22日「平成23年度税制改正法案」から一部を切り出した、税制改正法案（「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を諮るための所得税法等の一部を改正する法律案」）が可決成立しました。

年金所得者の申告手続き簡素化を図るための、「年金所得者の申告不要制度創設」（団塊世代向けでしょうか?!）や証券優遇税制の2年延長などが決まりました。法案に盛り込まれなかった法人税率引き下げ、給与所得控除の上限設定、相続税の基礎控除の引き下げと増税などの項目については、震災対応の補正予算等を検討する際に再度取り上げられるようです。流れとしては、法人税を下げる、所得税を引き上げる、相続税はもっと上げるという基本路線には変わらない内容となっています。

書面添付制度について



書面添付制度とは税理士法に定められている制度で（税理士法33条の2）税理士は、独立した公正な立場から、租税に関する納税義務の適正な実現を図ることとされており、申告書の作成に関し、計算、審査、整理、相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付し、計算、整理及び指導した内容を具体的に明確に表明するものです。この書類が申告書に添付されているときは、税務当局は調査の事前通知をする前に、税理士に意見を述べる機会を与え、意見聴取の結果、疑問点が解消されれば、税理士に対して調査に移行しない旨を口頭で連絡することになっています。

書面添付をするには税理士がその申告書をどう作成したかを税務の専門家の立場からその調製方法を明記する必要があります。そのためには、正確な決算書に基づいて適正な財務申告書を作成することが前提条件となります。その条件をクリアーできるよう、申告書の作成においては、次のような体制が整っていることが必要になります。

- 原則として関与先企業の皆様が自ら伝票の起票ないし帳簿の作成を行っていること
- 会計事務所が毎月巡回監査をして、会計や税務処理について確認を行っていること。
- 現預金、売掛金及び買掛金などの日常的に管理すべき資産や負債の管理をきちんと行っていること。
- 客観的な立場からみて、不明瞭な取引や複雑な関係会社間取引などが無いこと。
- 納税者が適正な申告を行う意志を持っていること。

残暑お見舞い申し上げます

毎々格別のお引き立てを賜わり厚く御礼申し上げます。
『飯塚よ、人生は情熱だぞ。』

情熱をもって事に当たらんような奴は大成せんよ』

情熱をもって万事に没頭せよー

（出所）「自己探求」 飯塚 毅著（TKC出版）

改善の方策は必ずあります。「業種間格差」ではなく、「企業間格差」です。自らの心づくりを念頭に置いて、よりよい明日を目指して一層の努力と工夫が望まれます。

残暑の折柄ご自愛ご発展のほどお祈り致します。



日本政策金融公庫 普通貸付金利 2.25%~4.00%
経営改善貸付 1.95%
平成23年7月13日より

【編集後記】

8月に入り、にわか慌ただしくなってきました。本来ならば、もう少し余裕のある月なんですが・・・社会福祉法人の会計基準が発せられたことにより、研修のための勉強が行われます。この仕事をしていて、他の事務所の作成した決算書を見ることがあるのですが、（特に一般の法人以外のもの）決算書がきちんと作成されていないことを痛感します。勉強しない税理士が多い、残念なことですね。そんな申告書を見るととても寂しくなりますが、それでも、それを知らない法人さんも多いです。もう少し頑張ります